

静岡県告示第431号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、安倍藁科川漁業協同組合（内共第14号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和6年6月7日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 漁業権者の名称及び所在地
安倍藁科川漁業協同組合 静岡市葵区安西四丁目70番地の2号
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和7年1月1日

別表

改正前					改正後						
(遊具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内に於いて、エ欄の区域内及びオ欄の期間中であらばこれを行ってはならない。					(遊具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内に於いて、エ欄の区域内及びオ欄の期間中であらばこれを行ってはならない。						
ア 魚種	イ 漁法		ウ 規模等	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 漁法		ウ 規模等	エ 区域	オ 期間
あゆ	餌釣 毛針釣	流し毛針釣 (蚊針釣)	コマセ釣 禁止 その仕掛も禁止 リール禁止 7本以内	安倍川、平野橋上流端より上流100mから上流大河内えん堤の区域(ただし、支流は除く) 中河内川、玉川橋上流端から上流の区域 足久保川、飛沢	8月16日～11月30日	あゆ	餌釣 毛針釣	流し毛針釣 (蚊針釣)	コマセ釣 禁止 その仕掛も禁止 リール禁止 7本以内	安倍川、平野橋上流端から大河内えん堤の区域(ただし、支流は除く) 中河内川、玉川橋上流端から上流の区域 足久保川、飛沢橋下流端から上流の区域	8月16日～11月30日

				橋下流端 から上流 の区域	
--	--	--	--	---------------------	--

2 (略)

3 下記区域は中学生以下の釣専用区とする。ただし、組合員及び一般遊漁者は入川禁止とする。

魚種	漁具・漁法	区域	期間
全魚種	第3条に規定する通り (ただし掛釣・ゴロ引きを除く)	安倍川の静岡市葵区野田平の野田平公園前100メートルの区域 安倍川の静岡市葵区平野の平野橋上流端より上流100メートルの区域	第3条に規定する通り

4 第3条第1項の規定にかかわらず、ア欄魚種「あゆ」の安倍川と藁科川の流し毛針釣については、両河川全区域において、中学生以下に限って行うことができる。

ただし、イ漁法、ウ規模等は表のとおりとする。尚、期間については、7月20日から8月31日までとする。

--	--	--	--	--	--

2 (略)

(削除)

3 第3条第1項の規定にかかわらず、ア欄魚種「あゆ」の安倍川と藁科川の流し毛針釣については、両河川全区域において、中学生以下に限って行うことができる。

ただし、イ漁法、ウ規模等は表のとおりとする。尚、期間については、7月20日から8月31日までとする。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。